

公募型プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、参加を希望される方は、必要な応募書類等を提出してください。

令和4年6月22日

瀬戸市長 伊藤 保徳

1 委託業務内容

- (1) 業務名 瀬戸市ホームページリニューアル業務委託
- (2) 業務内容 別紙「瀬戸市ホームページリニューアル業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 業務場所 瀬戸市内及び瀬戸市の指定する場所

2 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和4・5年度あいち電子調達共同システム（物品等）の業種「0308 コンピュータサービス」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 瀬戸市から指名停止措置、及び指名見合せ措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている事業者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている事業者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

3 応募手続き

- (1) 担当部課・問い合わせ先

瀬戸市 市長直轄組織 シティプロモーション課

〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

電話 0561-88-2658 FAX 0561-88-2533

メールアドレス citypromo@city.seto.lg.jp

(2) 公募型プロポーザル実施要領等の入手方法

瀬戸市ホームページから取得することができる。

記事名 「市ホームページリニューアル公募型プロポーザル」

アドレス <http://www.city.seto.aichi.jp/docs/2022060700049/>

(3) 応募書類等の提出

① 参加意思表明書

ア) 提出先 前記(1)の問い合わせ先に同じ

イ) 提出期限 令和4年7月4日(月)午後5時まで

② 提案書類

ア) 提出先 前記(1)の問い合わせ先に同じ

イ) 提出期限 令和4年7月15日(金)午後5時まで

ウ) 提出部数 12部(正本1部、副本11部) ※ただし、見積書は正本1部

③ 提出期限の厳守

提出期限までに持参又は郵送により提出すること。なお、提出期限を過ぎた応募書類の提出は無効となる。

4 選定方式

(1) 選定委員により、書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

(2) 選定委員会は、次に掲げる理由により原則として非公開とする。

① 提案には、著作権、特許権、その他提案業者各社が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、提案事業者各社の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあること。

② 選定委員の率直な意見交換又は意志決定の中立性が損なわれる恐れがあること。

(3) 評価基準は以下のとおりとする。

審査項目	提案者評価点
	機能評価点
	デザイン評価点
	価格評価点
	デモンストレーション・プレゼンテーション評価点

(4) 提出書類による審査(1次審査)

提案業者から提出された書類による審査を行う。

(5) デモンストレーション・プレゼンテーションによる審査(2次審査)

1次審査で合格した事業者から、提案書でイメージをつかむことが難しい点やアピールしたい点について説明を受け、審査を行う。

① 時間：1事業者あたり45分以内(プレゼンテーション等：30分、質疑応答：15分) ※準備・片付けは各5分程度で行うこと

② 機材：プロジェクター及びスクリーン以外でプレゼンテーションに必要な機材

については、提案業者が用意すること。

(6) 審査結果

参加したすべての提案事業者に文書で結果を通知する。

5 費用負担

提案書等提出書類の作成、提出、プレゼンテーションに関する経費は、事業者の負担とする。

6 契約交渉

(1) 委託候補者（2次審査の評価順位が最高位の者）として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、2次審査の評価順位が次に高い者から順に契約締結の交渉を行い、それでも当該交渉が不調のときは1次審査の評価順位が最高位の者（2次審査対象者を除く）から順に契約締結の交渉を行うものとする。

(2) 契約交渉にあたっては、提案事業者が提案した内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて瀬戸市と事業者による協議等を行った上、決定するものとする。

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 上限額を超える金額を提出したとき。
- (2) 提案書の提出方法、提出期限等について本要領を守らなかったとき。
- (3) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない、記載上の注意事項を守らなかったとき。
- (4) 虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 本提案に対して公正な競争を妨げる行為があったとき。
- (6) その他、失格が妥当であると判断される事項があったとき。

8 質問

(1) 質問の方法

「質問票」（様式5）に記入し、電子メールで行うこと。

送付先：citypromo@city.seto.lg.jp

(2) 回答の方法

提出された質問についての回答は、回答期限までに瀬戸市ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 市から受領した資料等は、本プロポーザルの提出書類の作成以外に使用してはならない。
- (2) 提出された提案書は、提案業者に無断で本提案以外の目的に使用しない。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 瀬戸市は必要に応じて提出書類の追加又は変更を指示し、提出を求めることができる。
- (5) 提出された提案書の内容は、今回の契約において拘束力を持つものとする。